

教 育 総 務 係

1 教育委員会

(1) 教育委員会委員

職 名	氏 名	任 期
教 育 長	川 越 孝 洋	平成 30. 4. 1 ~令和 3. 3.31 (3期目)
教育長職務代理者	新 藤 美知子	平成 28.10. 1 ~令和 2. 9.30 (1期目)
委 員	渡 辺 浩 行	令和元. 10. 3 ~令和 5. 10. 2 (4期目)
委 員	加 藤 孝 子	平成 29. 10. 21 ~令和 3. 10. 20 (2期目)
委 員	坂 本 和 良	平成 31. 4. 1 ~令和 5. 3.31 (2期目)
委 員	野 口 哲 也	平成 28. 7. 1 ~令和 2. 6.30 (1期目)

(2) 教育委員会開催回数及び議案等の処理件数

開 催 回 数	件 数			
	議 案	報 告 事 項	協 議 事 項	計
定例会 12回	77	31	2	110
臨時会 2回	4	0	0	4
計 14回	81	31	2	114

2 規則等の処理状況

教育委員会規則	11件
教育委員会訓令	1件
教育委員会告示	20件

3 教育委員会評価に関する外部評価者の活用

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の権限に属する事務の点検・評価（平成 30 年度事業分）に対し、外部評価者による評価を実施し、その評価を生かすことにより、教育委員会活動の透明性の向上及び説明責任の明確化を図った。

・外部評価者（学識経験者） 岩崎 久美子氏、増淵 達夫氏

4 福生市教育委員会表彰

福生市教育委員会表彰規程に基づき表彰を行った。

表 彰 部 門	個 人	団 体
児 童 及 び 生 徒	14 人	4 団体
学 校 教 職 員	2 人	—
個 人 及 び 団 体	3 人	5 団体
計	19 人	9 団体

5 福生市入学資金融資制度

大学等に入学する者の保護者に対し、その入学時に要する資金について、市長が金融機関に融資をあっせんすることにより当該保護者の経済的負担を軽減し、もって教育の機会均等を図った。

融資あっせん及び利子補給等状況

あっせん件数	あっせん金額 (千円)	利子補給率 (%)	利子補給内訳		保証料負担内訳	
			件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
10	5,900	2.6	52	469,649	11	21,766

6 教育広報「福生の教育」の発行

区分	発行回数	発行部数	規格	内容
福生の教育	年4回 平成31.4.15 令和元.7.15 令和元.10.15 令和2.1.4	29,787部 (1回平均)	タブロイド版 4色刷り 4ページ	教育委員会所管の事業の紹介及び情報を掲載し、全戸配布した。
声の福生の教育		9枚 (1回平均)	CD版	原則、視覚障害者(1・2級)を対象に「福生の教育」の内容を収録し、デージー方式のCD版を希望者に郵送した。

7 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、総合教育会議を開催した。

- ・開催日 令和2年2月8日(土)
- ・場 所 福生市民会館 小ホール
- ・議 事 (1) 福生市の教育を取り巻く課題と今後の方向性
～東京都の小中学校の課題と福生市の学校教育推進への期待～
(2) 意見交換

8 通学路安全対策事業

通学路見守りボランティアの活用、委託による見守り員の配置、スクールガードリーダーの活用、防犯カメラ(35台)による見守り体制を整備することにより、児童等の安全確保を図った。

- (1) 通学路見守りボランティア事業
ボランティア登録者数 60人
- (2) 通学路見守り事業
小学校の登下校時に各校2名の見守り員を配置した。
- (3) スクールガードリーダーの活用
スクールガードリーダー(2名)が各小学校の通学路点検に参加し、学校や保護者に対して専門的な視点での助言や指導を行った。

9 福生市教育大綱策定

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成 27 年 4 月 1 日に施行された。この改正法では、市長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の「大綱」を定めることとされている。

福生市においては、令和 2 年 2 月 8 日に総合教育会議が開催され、この中で「大綱」について協議が行われ、今後 10 年間の目指すべき教育の姿を「福生市教育大綱」として決定した。今後、この大綱に基づき、教育に関する施策の総合的な推進が図られる。

10 福生市教育振興基本計画第 2 次策定

福生市教育振興基本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定される「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられている。

前計画の計画期間が令和元年度をもって終了したことに伴い、福生市総合計画を上位計画として、社会状況の変化や新たな教育課題に対応するため、令和 2 年度からの新たな計画として策定した。

計画の期間は、令和 2 年度から令和 11 年度を目標年度とする 10 年間とし、令和 2 年度から令和 6 年度までを前期計画、令和 7 年度から令和 11 年度までを後期計画とする。